

# 天童市消費生活センターのご利用案内



1人で悩まずすぐにお電話ください!

**☎023-654-1111**  
(内線745)

## ■相談受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15  
(土・日・祝日・年末年始除く)

## ■所在地

〒994-8510  
天童市老野森一丁目1番1号 (天童市役所1階)



## ■消費者ホットライン (全国共通ダイヤル)

「守ろうよ、みんなを」

**☎0570-064-370**

お近くの消費生活センターの相談窓口につながります  
(年末年始除く)

## ～消費生活センターってどんなところ?～

### 消費生活相談

商品やサービスの契約に関するトラブル、商品の安全性や品質などの消費生活に関わる苦情や相談を受け付けています。

### 多重債務相談

借金返済のために新たな借金を繰り返し、多重債務に陥ってしまった方の相談を受け付けています。一人で悩まず、早めに相談しましょう。

### 地域いきいき講座

市内の各種団体などに講師を派遣し、被害を未然に防止するための方法や被害対応についての消費者啓発を行っています。

### 暮らしに役立つ情報提供

消費生活に必要な知識や悪質商法に関するリーフレットの配布、またホームページでも情報提供をしています。

※相談は無料、秘密厳守です。

平成23年9月作成

安全・安心なくらしのために

# かしこい消費者になろう!

ひとりで悩まない



むやみに個人情報  
発信しない



自分の意思を  
ハッキリ言う



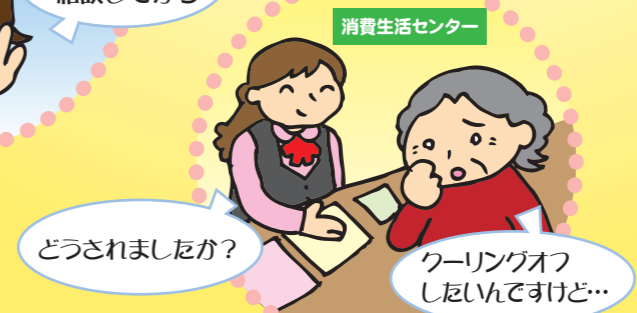
甘い言葉を  
信用しない



契約は  
すぐしない



借金返済のために  
借金を重ねない



困ったら消費生活センターにすぐ相談!

天童市消費生活センター (天童市役所1階)

TEL 023-654-1111 (内線745)

## 高齢者のトラブル

### 点検商法

頼んでもいないのに「無料で点検する」などと言って勝手に家に上がり込み、言葉巧みに不安をあまり、十分な説明をしないで商品やサービスを契約させ高額な料金を請求する。



#### アドバイス

その場ですぐ契約せず、身近な人に相談したり、他社と比較すること。

### 催眠(SF)商法

「健康によい話をする」「景品プレゼント」などと言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを次々とタダ同然で配り、雰囲気を盛り上げ興奮状態にして、最終的に高額商品を売りつける。



#### アドバイス

「無料・タダ」という言葉に惑わされない。閉め切った会場には入らないようにすること。

### 次々販売

言葉巧みに近づいて、一度契約をしてしまうと必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる。複数の業者が入れ替わり、次々と販売するケースもある。



#### アドバイス

必要以上に大量なものを契約しないようキッパリと断ること。

### 送り付け商法

カニやホタテ、鮮魚など頼んでもいない商品がある日突然届き、代金を請求される。間違っただけで払ってしまうと購入を承諾したとみなされ返金が難しくなる。



#### アドバイス

身に覚えがない場合は受け取り拒否が可能。代りにきに安易に応じないこと。

### 振り込め詐欺

公の機関の名をかたり「保険料」「税金」などを還付するなどと言って金融機関のATMなどからお金を振り込ませる。次々と新しい手口で狙ってくる。

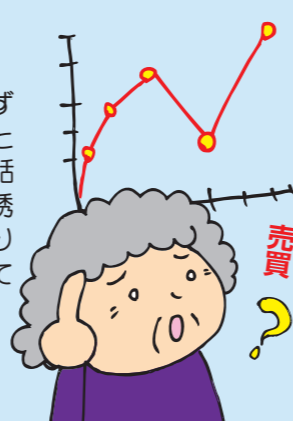


#### アドバイス

行政などが、電話で直接、振り込み手続きをお願いすることはありません。安易に振り込まず、まずは確認すること。

### 利殖商法

「値上がり確実」「必ず儲かる」などと儲かると信じ込ませるような話をし、投資や出資を勧誘する。契約を急がせたり追加投資を要求したりして被害が拡大してしまう。



#### アドバイス

複雑な投資など、仕組みがよくわからない内容の契約はしないこと。買取り屋の二次被害に注意。

## 若者のトラブル

### ワンクリック詐欺

携帯電話やパソコンでアダルトサイトにアクセスしてしまい、突然、「登録ありがとうございます」などと表示され、高額な料金を請求される。メールによる不当請求や身に覚えのない架空請求も増えている。



#### アドバイス

契約は成立していないことが多いので、言われるままに支払わないこと。

### ネット通販トラブル

代金を支払ったのに、「商品が届かない」「ショップと連絡が取れない」「後日ホームページが削除されていた」など、パソコンや携帯電話を介したネット通販やオークションによるトラブルが急増している。



#### アドバイス

所在地・担当者名・電話番号等の記録をとっておくこと。

### アポイントメントセールス

「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれました」などと、販売目的を隠して電話などで喫茶店や事務所に呼び出し、強引に商品やサービスを売りつける。



#### アドバイス

軽い気持ちで誘いに応じないこと。

### サイドビジネス商法

「資格・技術を身につけて在宅ワーク」「在宅ビジネスで高収入」などと勧誘し、実際は高額な教材などを売りつけるもの。ほとんど収入は得られないうえ、支払だけが残る。



#### アドバイス

まず、自分がお金を払うという仕組みの仕事は十分な注意が必要。

## クーリング・オフ

- 訪問販売など特定の取引によって契約した場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。
- 契約解除通知をハガキなどの書面で発送します。「簡易書留」などで送付し、コピーをとって保管しておきましょう。
- クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも送付してください。
- クーリング・オフができない場合もあります。詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。

## 多重債務

- 多重債務とは、複数の借入先から返済能力を超えた借金をしている状態のことを言います。
- 利息制限法を超える金利で利息を払っていた場合、払いすぎた利息は過払い金として取り戻せる可能性があります。
- 多重債務に陥ってしまったときは、「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」の4つの解決法があります。
- 無登録で貸金業を営む業者や法律を無視して高金利で貸し付ける闇金融業者からは絶対に借りてはいけません。